

# 令和8年度 広島県高校生等奨学給付金 受給申請の御案内

広島県高校生等奨学給付金は、授業料を対象とした就学支援金等とは別に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした支援制度です。(返済不要)

## 1 支給要件等

### ○ 対象となる世帯について

令和8年7月1日時点で、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

保護者等	<input type="checkbox"/> 生活保護（生業扶助）受給世帯 もしくは、保護者等（父母）全員の住民税所得割額の合計が 下表の「住民税所得割額」に該当する世帯であること
	<input type="checkbox"/> 広島県内に在住
生徒	<input type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金等（高校生等・新修学支援金、学び直しへの支援） の受給対象者
	<input type="checkbox"/> 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない

### ○ 支給額について

年収目安	住民税所得割額	支給額	
		全日制等	通信制
生業扶助受給世帯		52,600円	52,600円
270万円未満	非課税	152,000円	52,100円
380万円未満	105,500円未満	50,670円	17,370円
490万円未満	182,500円未満	38,000円	13,030円

※日本に定住が見込まれない外国籍生徒及び外国人学校へ通う生徒は、非課税世帯までの支援となります。

## 2 支給時期

電子で申請された場合、令和8年9月下旬頃（予定）  
紙で申請された場合、令和8年11月下旬頃（予定） から順次支給します。

支給手続には時間を要するため、具体的な支給日をお尋ねになられても、お答えできません。  
書類の不備がある場合は、支給が令和9年1～2月となる場合があります。

## 3 申請方法・申請期限

**令和8年8月31日（月）までに、広島県電子申請システム**で申請を完了させてください。

電子申請で申請していただくと審査・支給がスムーズとなります。

紙で申請される場合は、**令和8年8月31日（月）当日消印有効**で提出してください。申請書等は、ホームページからダウンロードできます。

申請書類の郵送を希望される場合は、返信用封筒（角2定形外封筒に保護者の氏名、送付希望先の郵便番号・住所を記入し180円切手を貼ったもの）を添え裏側に、「奨学給付金申請書郵送希望」と記入してください。

（※切手の料金に変更があったときは、御対応お願いいたします。）

提出先 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県環境県民局学事課 修学支援担当 行



## 4 必要書類

### ○ 電子申請に係る必要書類について

必要書類	備考
① 振込先通帳の写し等 学校設置者が受領の場合、添付は不要です。	通帳を作成していない場合、キャッシュカードの写しや銀行のアプリ等の画面の写しでも可
② 保護者等（父母）全員の課税証明書	令和8年度（令和7年中の所得）の税額が記載されているもの
③ 生活保護（生業扶助）受給に関する証明書 生活保護を受けている場合は、福祉事務所で証明を受けて提出してください。	県が定める様式を利用することを推奨 ※令和8年7月1日時点の生業扶助受給の有無が証明されていれば、市町独自様式でも可
④ 在学証明書（県外校の場合）	令和8年7月1日現在で在籍していることが分かる証明書
⑤ 扶養誓約書	所得確認対象者が主たる生計維持者1名、高校生本人の場合に添付

### ○ 書類申請に係る必要書類について

上記の書類に加え、申請書及び国籍確認書類（住民票等）を提出してください。  
代理受領を希望される場合は、委任状の提出が必要となります。

## 5 電子申請はこちらから



必ず「4 必要書類」に記載の必要書類を御準備の上、申請してください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=30341](https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30341)

### お問合せ先

広島県環境県民局学事課 修学支援担当

電話 082-513-2755 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

QRが読み取れない場合は、

「広島県学事課 私立高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/syougakunotamenokyuuhukin.html>



### 災害等による加算支給について

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、加算支給（81,000円を上限額とする）の対象となります。（※生活保護（生業扶助）受給世帯除く）該当する場合は、県まで御連絡ください。